

Ⅱ 国税庁における最近の取組状況

「スマホ申告」の実現（今後の取組）

国税庁作成

現状

- 平成31年1月から、利用者の多い、年末調整済みの給与所得者で、医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告者を対象として、「スマートフォン専用画面」を提供。
- 税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードにより、スマートフォンからe-Tax送信が可能。

課題

- 「スマートフォン専用画面」の利用可能対象範囲が限定的。
- ID・パスワードを取得するためには、一度、税務署に出向く必要がある。

スマホ専用画面



今後の具体的な取組

- 「スマートフォン専用画面」の利用可能対象範囲を、順次拡大する。【平成32年1月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

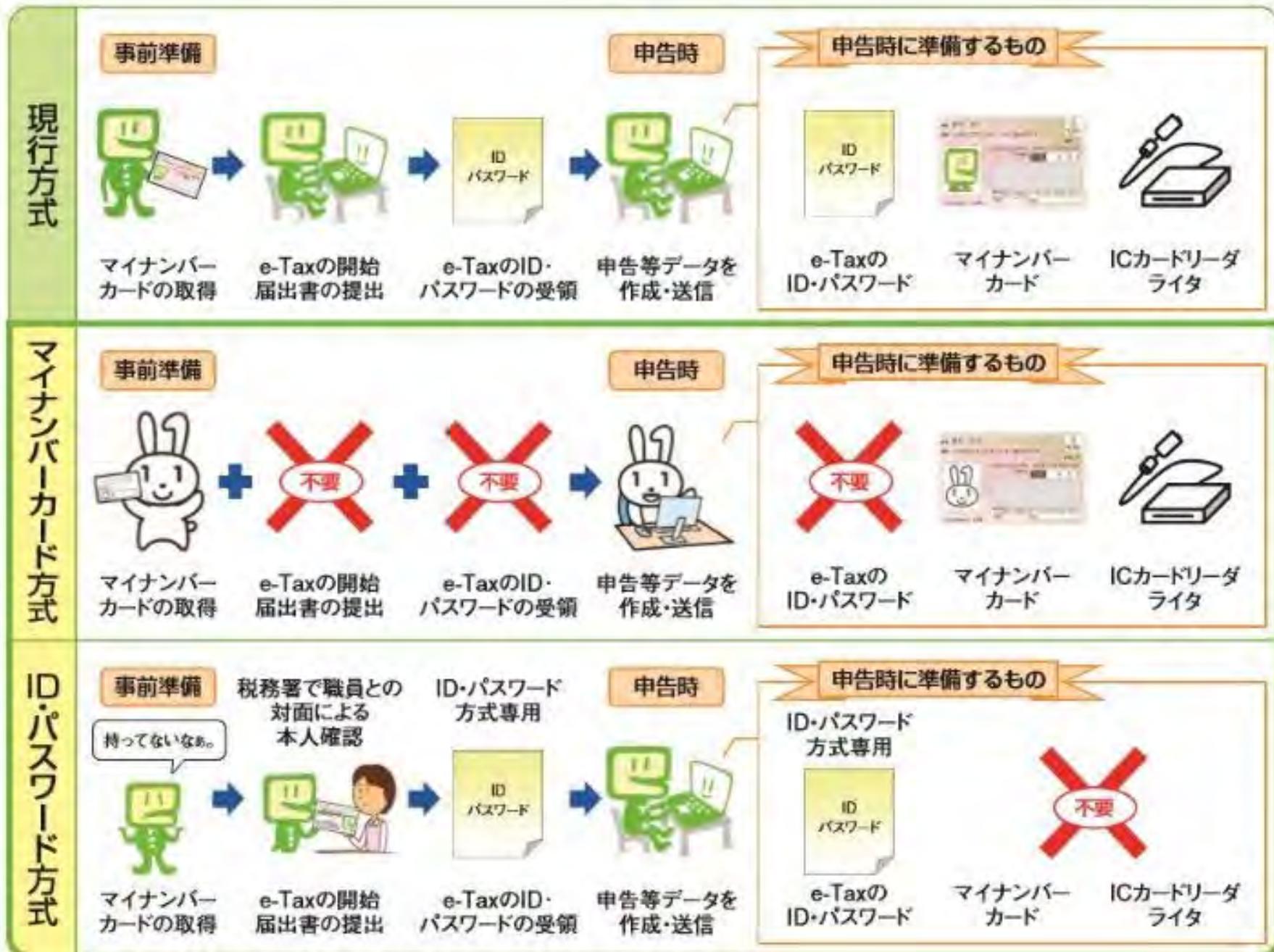
項目	平成30年分	平成31年分
収入	給与所得（年調済1ヶ所）	給与所得（年調済1ヶ所、 <u>年調未済、2ヶ所以上に対応</u> ）、 <u>公的年金等、その他雑所得、一時所得</u>
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

- マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン^(※)でマイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信を可能とする。【平成32年1月～】

(※) マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は平成31年4月9日時点において63機種。

個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化

国税庁作成



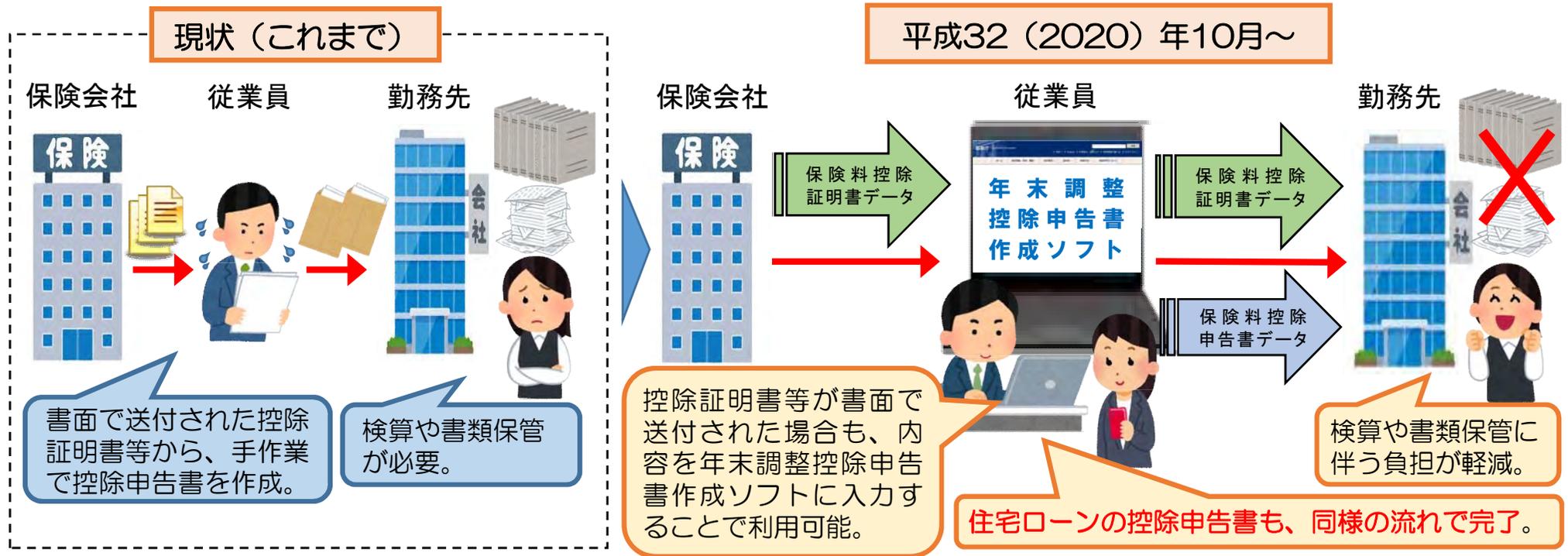
ICTの活用による年末調整手続の簡便化のため、無料の**年末調整控除申告書作成ソフト**（※）を提供。
【平成32（2020）年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。

（注）上記申告書のほか、平成32（2020）年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。

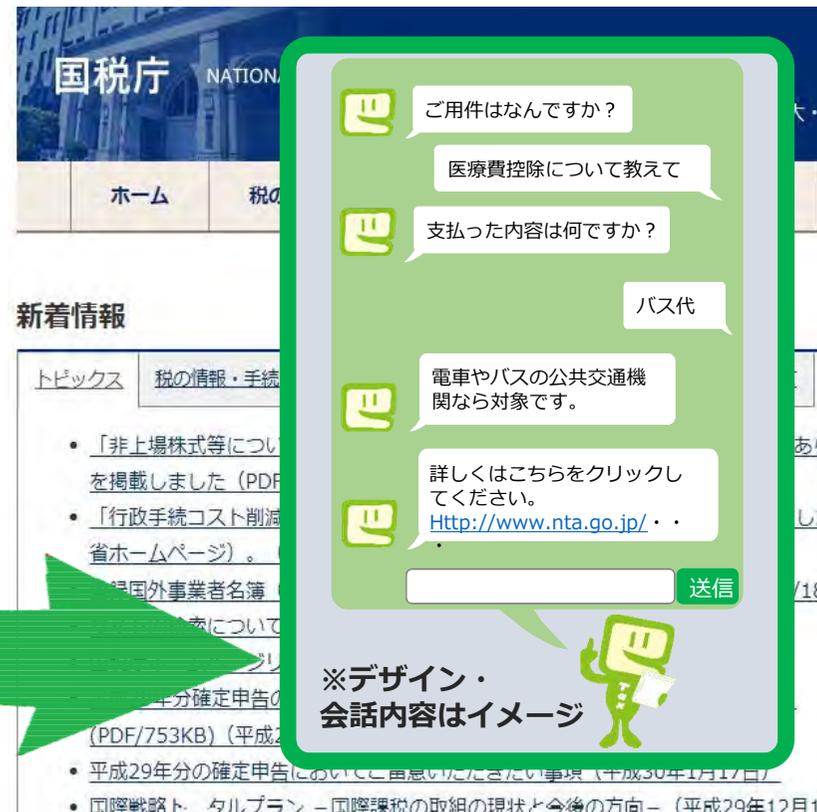
- 従業員は、国税庁ホームページから年末調整控除申告書作成ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年末調整控除申告書作成ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
 - 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年末調整控除申告書作成ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動転記（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
 - 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ 年末調整控除申告書作成ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。



チャットボットの導入

土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入することにより、納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図る。

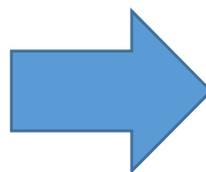


- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすることで、質問内容を補完する。

【H31年度中に庁HPへ試験導入】

給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応

- ・ 税務署の所在地などの案内
- ・ 医療費控除などの所得控除、ローン控除
- ・ e-Tax等の操作方法 等



【H32年度中に運用開始】

- ・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

国税庁作成

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

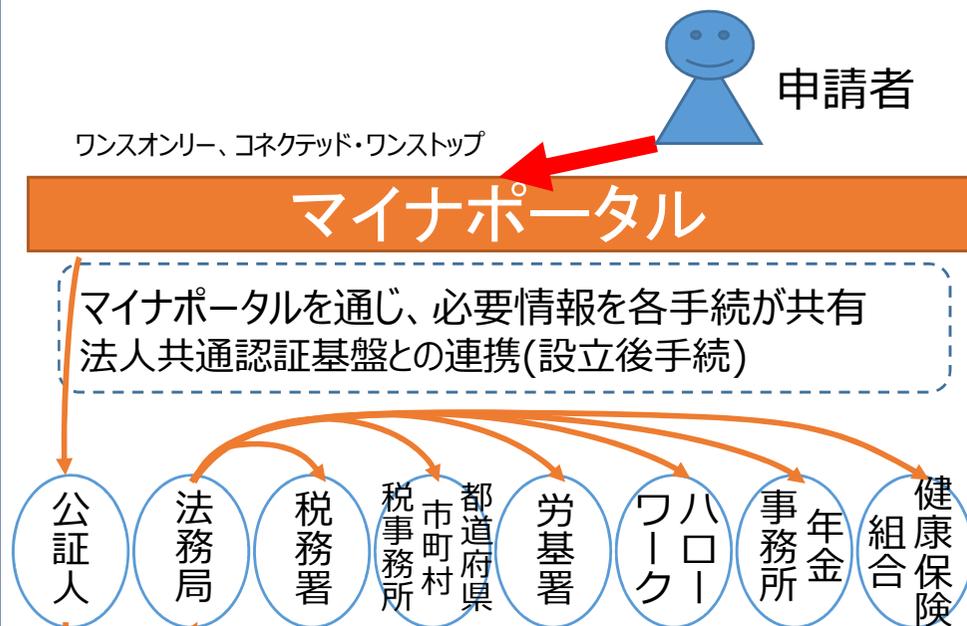
これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

- 平成31（2019）年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- 平成32（2020）年度中：定款認証・設立登記も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

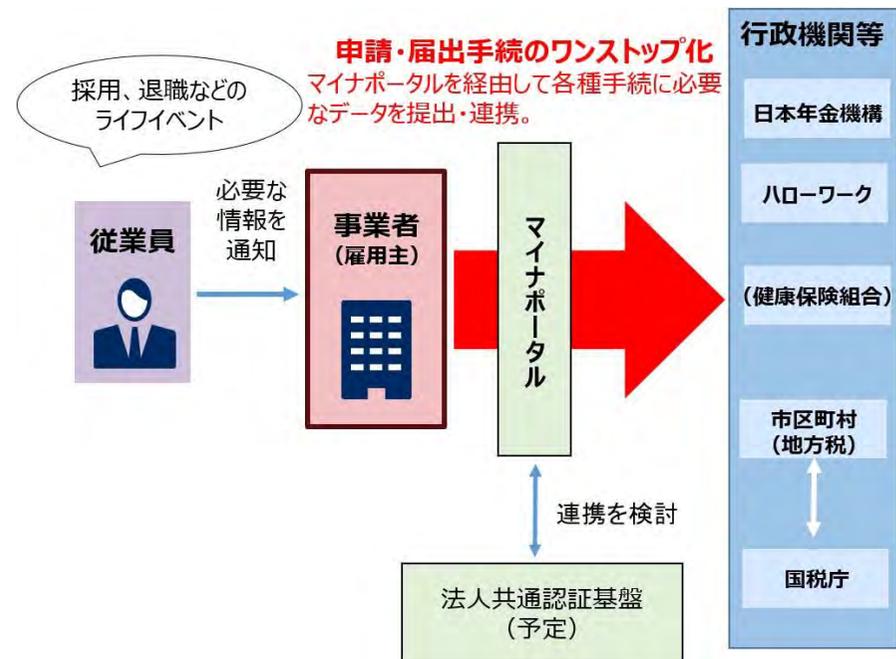
企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続をマイナポータルからオンライン・ワンストップで実施できるサービスを平成32年度から順次開始できるよう検討を進める。具体的な対象手続等は青色事業専従者給与に関する届出書等の10手続。

法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞



内閣府大臣官房番号制度担当室作成資料(一部抜粋)

企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき2020年度実現イメージ＞



内閣官房IT総合戦略室作成資料(一部抜粋)